

# 表彰規定

第1条 この規定は、神奈川県体操協会（以下「本会」という）に加盟登録し、本会の振興、発展に貢献した者を表彰することに関して定める。

第2条 表彰は次の各賞とする。

- 1、 功労賞
- 2、 会長賞（優秀選手賞、優秀監督賞）

第3条 功労賞は長年にわたり本会の発展に尽くし著しく功績のあった者に贈る。

功労賞は原則として、本会の周年記念の時に贈る。

ただし、特に顕著な功績があった場合には、理事会の承認を経て、特別の賞を贈ることができる。

第4条 会長賞（優秀選手賞、優秀監督賞）は、全国・ブロック規模の競技会で特に優秀な成績を収めた者に贈る。また、国際大会で特に優秀な成績を収めた者には特別優秀賞を贈る。

表彰対象となる競技会及び成績は以下の通りとする。

- 1、国際大会（大会は審議を要す）において優勝したチームまたは個人。ただし、県体操協会に貢献した監督、選手である事。
- 2、国民体育大会（成年、少年）において入賞したチーム及び監督。
- 3、全国高校総体、全国高校選抜大会、全国中学校大会、全日本ジュニア大会において、大会表彰規定に記載されている入賞チームまたは個人。  
チームの場合は監督も表彰する。
- 4、関東高校大会、関東中学校大会、東日本ジュニア大会、関東ジュニア大会において第3位以内に入賞したチームまたは、個人。  
チームの場合は監督も表彰する。

第5条 各賞は総務部会で選考し、理事会の議を経て決める。

第6条 表彰式は、本会主催の競技会または評議員会で行うことを原則とする。

平成21年 4月 1日 施行

平成24年 4月 1日 改訂